

【事例3】通っていたエステサロンが倒産してしまった！！

長期に渡る高額な契約は慎重にしましょう

<相談内容>

- ① 2年前、施術の期間の定めがない全身脱毛コース40回、37万円を現金一括で支払い契約した。施術は4回しか受けていない。昨日、サロンからショートメッセージサービスで、「破産手続き開始の決定を受けた。今後の施術はできない」と連絡がきた。未施術分の代金を返金してほしい。

(30歳代女性)

- ② 1か月前、契約期間3年、全身脱毛12回、合計23万円のコースをエステサロンに行って契約した。支払いは、クレジットカードで10回払いにした。1回施術を受け、2回目の予約をしていたが、3日前、サロンから事例1と同じ内容のショートメッセージサービスがきた。現在2万3,000円程払っているが、支払いを止めたい。また、支払い超過分の3,000円を返金してほしい。

(18歳女性)

<助言>

脱毛などのエステは、単価が安くなるとコースで高額な契約をすることがよくありますが、コースの途中で、エステ事業者が倒産してしまったという相談が以前から多く寄せられています。

①では、現金で支払い済みのため返金は難しい話となります。事業者が破産手続きの開始を受けると、事業者の資産は破産管財人（弁護士）の管理下に置かれ、消費者が直接サロンに返金を求めることができなくなります。消費者は一般債権者となり、特別有利に扱われることはありません。一般債権者として「債権届」を破産管財人に提出し、清算配当を受けることとなりますが、従業員の給与等が優先され、消費者への配当はほとんど期待できず、被害の回復は困難です。

②では、支払いにクレジット会社を利用し、まだ分割払いが残っていました。「エステ事業者が倒産し脱毛エステが受けられなくなった」という理由で、クレジット会社に対し、今後の支払いを保留にするよう申し出ることができます。クレジット会社に連絡の上、契約書、通った回数がわかる証拠を揃え※支払い停止の抗弁書をクレジット会社に送付して請求を止めてもらいました。

支払い停止の抗弁書送付後は、各クレジット会社により対応が異なる場合がありますが、この相談者の場合は決済が取り消され、支払い超過分の3,000円

が返金されました。

エステ事業者が倒産すると、契約を引き継ぎ、引き続きサービスを提供するという事業者が現れる場合もありますが、追加金を求められる、新たな契約を勧めるなどの場合がありますので、ご注意ください。尚、エステは、1 回ごとの施術を申し込むことも可能です。長期の契約が心配な時は都度払いできる契約を選択しましょう。

施術期間よりクレジットの契約期間が長く設定されているケースでは、施術期間をこえて何年もクレジットを払い続けることにも注意が必要です。

※支払い停止の抗弁とは、役務提供事業者や販売業者に対し、支払いを停止したり、拒絶したりする権利がある場合は、クレジット会社に対しても、役務提供業者等に対する権利を根拠に支払いの停止を求めることができる制度です。詳しくは、日本クレジット協会のホームページをご参照ください。

https://www.j-credit.or.jp/customer/consult/download/140602_siharai_teisi.pdf

<成年年齢引下げについて>

2022年（令和4年）4月1日から、民法改正によって成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

18歳以上の人は法律上は成人として扱われ、親の同意なしの契約などができるようになり、ローンを組むこともできるようになりました。これまで未成年者取消権が認められていた18歳、19歳の方は、取消ができなくなりましたので、注意しましょう。（※）

【事例3】のようなエステサロンの契約は、若者の契約も多く、18歳、19歳の学生でも、アルバイト等の収入によってはローンを組んで高額な契約ができ支払いが長期にわたる場合があります。

若者は、契約に関する知識や社会経験が少なく、契約の重みや内容をよく理解していないことがあります。そこに付け込み、成年に達したばかりの若者をねらう悪質な業者は少なくありません。よりいっそう、若者の消費者被害の拡大が懸念されます。

未成年のうちから、契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要か検討する力を身に付けておくことが重要です。学校や行政での消費者教育、啓発活動の充実、また相談窓口に関する広報が求められます。

※ 成年になるとできること

携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、高額な商品を購入したときにローンを組む等、親の同意がなくても、こういった契約が一人でできるようになりました。

また親権に属さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職なども自分の意思で決定できるようになります。さらに、10年有効のパスポートの取得、公認会計士や司法書士、行政書士などの資格を取得することもできるようになりました。

※ 成年になっても、20歳にならないとできないこと

飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。